

# 監査役及び監査委員会制度の運用実態調査

## 【 監査役設置会社版 】

本調査は、各社の企業統治体制や日頃の監査活動の実態を明らかにするため、社団法人日本監査役協会の全ての会員会社を対象として実施するもので、今回は外部調査機関である株式会社インテージに調査票の発送・回収・入力作業を委託しております。

調査票は、監査役設置会社向けの《監査役設置会社版》と、委員会設置会社向けの《委員会設置会社版》の二通りありますが、各社の採用している会社形態に応じてそれぞれの調査票を送付しております。

社団法人 日本監査役協会

### < ご記入にあたって >

この調査票は、会員会社の筆頭監査役（監査委員）の方宛にお送りしています。ご回答は1社1回答でお願いします。

特にことわりのない限り、直近に開催された定時株主総会后(6月総会会社の方は、本年6月に開催された定時株主総会后)の貴社の状況をご記入ください。

ご回答は、鉛筆か、黒または青のボールペンではっきりとご記入ください。

ご回答は、あてはまる番号に 印をつけていただくものと、具体的に文字、数字をご記入いただくものがあります。

また、質問によっては回答が1つだけのもの（ は1つ）と、複数選んでいただくもの（あてはまるものすべてに ）（ は3つまで）がありますので、ご注意ください。



内には、具体的な数字を1ますに1字、右づめでご記入ください。

ご回答の内容によって、いくつかの質問をとばしていただく場合があります。その場合は、指示に従ってお進みください。

ご回答が「その他」の場合は、（ ）内に具体的な内容を簡潔にご記入ください。

ご回答対象となる質問には、全てにお答えいただきますようお願いいたします。

ご回答いただきました内容につきましては、個人や企業名が特定される形で公表されることはありません。

ご記入が済みましたら、同封の返信用封筒にて **7月25日（水）までに** ポストに投函してください。

当調査についてご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

（社）日本監査役協会 事業部 担当：上遠野、森山  
〒100 0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル13階  
電話： 03 5219 6125

最初に貴社の状況についてお尋ねします。

F 1 資本金（直近の事業年度末の数値でお答えください）（ は1つ）

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 1 1億円以下          | 7 100億円以上～200億円未満   |
| 2 1億円超～5億円未満     | 8 200億円以上～500億円未満   |
| 3 5億円以上～10億円未満   | 9 500億円以上～1,000億円未満 |
| 4 10億円以上～30億円未満  | 10 1,000億円以上        |
| 5 30億円以上～50億円未満  | 11 相互会社・特殊法人等       |
| 6 50億円以上～100億円未満 |                     |

F 2 「親会社・子会社」の有無（ は1つ）

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1 親会社はあるが、子会社はない | 3 親会社も子会社もある |
| 2 親会社はないが、子会社はある | 4 親会社も子会社もない |

F 3 純粋持株会社か否か（ は1つ）

純粋持株会社とは、主たる事業を持たず、株式の所有を通じて他の会社の事業活動を支配することを目的としている会社をいいます。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1 純粋持株会社である | 2 純粋持株会社ではない |
|-------------|--------------|

F 4 上場区分（ は1つ）

- |            |            |         |
|------------|------------|---------|
| 1 東証1部上場   | 4 ジャスダック上場 | 7 その他上場 |
| 2 東証2部上場   | 5 大証1部単独上場 | 8 非上場   |
| 3 東証マザーズ上場 | 6 大証2部単独上場 |         |

F 5 会社法上の公開会社及び非公開会社（ は1つ）

- |        |         |                   |
|--------|---------|-------------------|
| 1 公開会社 | 2 非公開会社 | 3 その他（相互会社・特殊法人等） |
|--------|---------|-------------------|

F 6 会社法上の区分（ は1つ）

- |       |         |                   |
|-------|---------|-------------------|
| 1 大会社 | 2 大会社以外 | 3 その他（相互会社・特殊法人等） |
|-------|---------|-------------------|

F 7 業種（ は1つ）

- |             |          |             |
|-------------|----------|-------------|
| 1 水産・農林業    | 13 非鉄金属  | 25 空運業      |
| 2 鉱業        | 14 金属製品  | 26 倉庫・運輸関連業 |
| 3 建設業       | 15 機械    | 27 情報・通信業   |
| 4 食料品       | 16 電気機器  | 28 電気・ガス業   |
| 5 繊維製品      | 17 輸送用機器 | 29 サービス業    |
| 6 パルプ・紙     | 18 精密機器  | 30 銀行業      |
| 7 化学        | 19 その他製造 | 31 証券業      |
| 8 医薬品       | 20 卸売業   | 32 保険業      |
| 9 石油・石炭製品   | 21 小売業   | 33 その他金融業   |
| 10 ゴム製品     | 22 不動産業  | 34 その他      |
| 11 ガラス・土石製品 | 23 陸運業   | ( )         |
| 12 鉄鋼       | 24 海運業   |             |

F 8 決算月

<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 2px;"></div>	月
--	---

F 9 従業員数 ( は1つ)

パート・アルバイト職員は除いた従業員数をご回答ください。

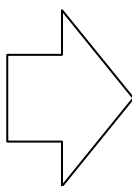
連結計算書類作成会社については、「単体ベース」には出向者を含めてご回答ください。

単体ベース (出向者含む)  
もしくは個別のみ作成会社

連結ベース

(連結計算書類作成会社のみ)

1	50人未満
2	50人以上～500人未満
3	500人以上～1,000人未満
4	1,000人以上～3,000人未満
5	3,000人以上～5,000人未満
6	5,000人以上～10,000人未満
7	10,000人以上～20,000人未満
8	20,000人以上～50,000人未満
9	50,000人以上



1	50人未満
2	50人以上～500人未満
3	500人以上～1,000人未満
4	1,000人以上～3,000人未満
5	3,000人以上～5,000人未満
6	5,000人以上～10,000人未満
7	10,000人以上～20,000人未満
8	20,000人以上～50,000人未満
9	50,000人以上

企業統治体制について

問1 会社の機関についてお尋ねします。

貴社が設置している会社の機関は、この中のどれに当たりますか。( は1つ)

1 取締役会 + 監査役会 + 会計監査人	4 取締役会 + 監査役 (会計監査権限のみ)
2 取締役会 + 監査役 + 会計監査人	5 その他
3 取締役会 + 監査役 (業務監査権限あり)	( )

会計参与を設置していますか。( は1つ)

1 設置している	2 設置していない
----------	-----------

問2 貴社の取締役の人数は何人ですか。また、そのうち、社外取締役は何人ですか。それぞれの人数をご記入ください。(いない場合には、「0」をご記入ください。)

社外取締役とは、「株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役(株式会社の「代表取締役」、「代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの」及び「当該株式会社の業務を執行したその他の取締役」をいう。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となることがないもの」をいいます(会社法第2条第15号)。

取締役 

<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 2px;"></div>
--

 人

うち、社外取締役 

<div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 2px;"></div>
--

 人

問3 執行役員制度についてお尋ねします。

執行役員制度を採用していますか。( は1つ)

1 採用している

2 採用していない

問4へ

執行役員の人数は何人ですか。また、そのうち、取締役との兼務者は何人ですか。それぞれの人数をご記入ください。(いない場合には「0」をご記入ください。)

執行役員  人

うち、取締役兼務者  人

すべての方にお尋ねします。

### 監査体制

問4 監査役についてお尋ねします。

貴社の監査役の人数は何人ですか。社内、社外それぞれの人数をご記入ください。

(いない場合には「0」をご記入ください。)

社外監査役とは、「株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないもの」をいいます(会社法第2条第16号)

社内監査役

人

+

社外監査役

人

=

合計

人

貴社に在職する**全ての**社内監査役および社外監査役の経歴等についてお尋ねします。

<a>勤務形態は常勤と非常勤のどちらになりますか。

(別途選択肢のうち、いずれか該当する番号を記入)

常勤監査役については、会社法第390条第2項第2号(監査役会による常勤の監査役の選定)により定められた方のみならず、事実上の勤務形態が常勤である方については、<a>の欄に「1」とご記入ください。

<b>自社監査役としての経験年数(通算)をご記入ください。

<c>監査役としての経験年数(通算)をご記入ください。

<d>年齢をご記入ください。

<e>前職(又は社外監査役の方は現職)はどのような役職に就いていますか。

(別途選択肢のうち、いずれか該当する番号で**代表的なもの1つのみ**記入)

<f>主たる業務経験はどのようなものですか。

(別途選択肢のうち、いずれか該当する番号で**代表的なもの1つのみ**記入)

社内  
監査役

	<a> 勤務形態	<b> 自社監査役としての 経験年数(通算)	<c> 監査役の 経験年数(通算)	<d> 年齢	<e> 前職	<f> 主たる 業務経験
A 監査役		年	年	歳		
B 監査役		年	年	歳		
C 監査役		年	年	歳		
D 監査役		年	年	歳		
E 監査役		年	年	歳		
F 監査役		年	年	歳		
G 監査役		年	年	歳		

<a>勤務形態の選択肢

1 常勤	2 非常勤
------	-------

<e>前職の選択肢

1 会長・副会長	7 執行役(員)
2 取締役社長	8 相談役・顧問・嘱託
3 取締役副社長	9 監査関係部長等
4 専務取締役	10 監査関係以外の部長等
5 常務取締役	11 1～10以外
6 取締役	

<f>主たる業務経験の選択肢

1 経理・財務	7 購買
2 総務	8 営業
3 人事・労務	9 研究開発
4 法務	10 情報システム
5 監査・検査・審査	11 製造
6 企画	12 関連事業
(社長室等を含む)	13 1～12以外

社外  
監査役

	<a> 勤務形態	<b> 自社監査役としての 経験年数(通算)	<c> 監査役の 経験年数(通算)	<d> 年齢	<e> 前職又は 現職	<f> 主たる 業務経験
H 監査役		年	年	歳		
監査役		年	年	歳		
J 監査役		年	年	歳		
K 監査役		年	年	歳		
L 監査役		年	年	歳		
M 監査役		年	年	歳		
N 監査役		年	年	歳		

<a>勤務形態の選択肢

1 常勤	2 非常勤
------	-------

<e>前職又は現職の選択肢

1 親会社の役職員	6 公認会計士
2 大株主の役職員	7 税理士
3 取引銀行の役職員	8 弁護士
4 取引先の役職員	9 大学教授
5 会社と無関係な会社 の役職員	10 官公庁
	11 1～10以外

<f>主たる業務経験の選択肢

1 経理・財務	7 購買
2 総務	8 営業
3 人事・労務	9 研究開発
4 法務	10 情報システム
5 監査・検査・審査	11 製造
6 企画	12 関連事業
(社長室等を含む)	13 1～12以外

問5 貴社では、会社法施行(平成18年5月1日)後、直近の株主総会までの間に補欠監査役を選任しましたか。( は1つ)

本設問において、「補欠監査役」とは、「役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて」選任する補欠の役員(監査役)をいいます(会社法第329条第2項)。

- 1 補欠監査役を選任した
- 2 取締役の補欠、監査役の補欠を特定せず、補欠役員を選任した
- 3 補欠監査役(補欠役員)は選任していない **問7へ**

問6 - 1 選任した補欠監査役(又は補欠役員。以下同じ)の人数は何人ですか。人数をご記入ください。

選任の機会が複数あった場合は、直近の選任状況についてご回答ください。

人

問6 - 2 補欠監査役に報酬は支給していますか(支給する予定ですか)。(あてはまるものすべてに )

- 1 報酬は支給していない
- 2 報酬は支給していないが、代替的な手当てはある
- 3 月額5万円未満を支給している
- 4 月額5万円以上10万円未満を支給している
- 5 月額10万円以上を支給している

**すべての方にお尋ねします。**

問7 補欠監査役を選任に係る決議が効力を有する期間に関して定款の定めを設けていますか(会社法施行規則第96条第3項)。( は1つ)

- 1 設けている 定款に定めている期間( )年
- 2 設けていない

問8 補助使用人(監査役スタッフ)についてお尋ねします。

補助使用人とは、「(監査役の)職務を補助すべき使用人」のことをいいます(会社法施行規則第98条第4項第1号、第100条第3項第1号)。

貴社では、補助使用人を設置していますか。( は1つ)

- 1 設置している
- 2 設置していない **P.6、問9へ**

補助使用人の人数について、専属、兼務それぞれの人数をご記入ください。(いない場合は、「0」をご記入ください。)

専属  人 + 兼務  人 = 合計  人

補助使用人の職務内容はどのようなものですか。

(あてはまるものすべてに )

- 1 監査の事前準備(スケジュール調整、情報収集等を含む)
- 2 監査(調査)の同行
- 3 監査調書の作成
- 4 監査役を代行しての調査、ヒアリング等の実施
- 5 監査役会など会議の事務局
- 6 監査役会の議事録等の作成・整備
- 7 監査方針、監査計画の原案作成
- 8 秘書業務
- 9 その他( )

補助使用人に対して、監査役が同意権など何らかの関与権(事実上のものを含む)を有しているのはどのようなものですか。(あてはまるものすべてに )

- 1 人事異動
- 2 人事評価
- 3 懲戒処分
- 4 その他( )

すべての方にお尋ねします。

問9 会社法施行(平成18年5月1日)に伴う補助使用人の設置状況の変化について、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。( は1つ)

- 1 従来は補助使用人を設置していなかったが、会社法施行を契機に、**専属**の補助使用人と**兼務**の補助使用人の**両方**を設置した
- 2 従来は補助使用人を設置していなかったが、会社法施行を契機に、**専属**の補助使用人の**み**を設置した
- 3 従来は補助使用人を設置していなかったが、会社法施行を契機に、**兼務**の補助使用人の**み**を設置した
- 4 従来は補助使用人を設置していなかったが、今後、補助使用人を設置する方向で検討する予定
- 5 従来から補助使用人は設置しておらず、今後とも必要ないと判断し、補助使用人は設置していない
- 6 従来から補助使用人(専属・兼務を問わず)を設置していたが、会社法施行を契機に、増員を凶った
- 7 従来から補助使用人(専属・兼務を問わず)を設置しており、会社法の施行の前後で、とくに変更はない
- 8 その他( )

問 10～問 14 は監査役会設置会社の方のみご回答ください。  
(その他の方はP. 9、問 15へ)

監査役会の運営

問 10 監査役会規則（監査役会規程）を制定していますか。（ は1つ）

- 1 制定している
- 2 現在は制定していないが、今後制定する予定
- 3 現在は制定しておらず、今後も制定する予定はない

問 12 へ

問 12 へ

問 11 貴社の監査役会規則は、日本監査役協会が策定している監査役会規則（ひな型）と同様の内容ですか。（ は1つ）

会社法に対応して改定していない場合も、協会ひな型の趣旨の取込状況をご回答ください。

- 1 協会の監査役会規則（ひな型）と概ね同じ内容である
- 2 協会の監査役会規則（ひな型）と半分程度同じ内容である
- 3 協会の監査役会規則（ひな型）をあまり意識した内容になっていない

問 12 直近の事業年度における監査役会の運営状況についてお尋ねします。

直近の事業年度における監査役会の開催回数をご記入ください。

回

監査役会は通常どのようなタイミングで開催していますか。（ は1つ）

- 1 取締役会開催日より1日以上前
- 2 取締役会当日、開催前
- 3 取締役会当日、開催後
- 4 取締役会開催日より1日以上後
- 5 取締役会と無関係に開催
- 6 その他（ ）

監査役及び補助使用人以外では、どのような方が直近の事業年度の監査役会に出席されましたか。（あてはまるものすべてに ）

- 1 取締役（執行役員を兼ねる場合を含む）
- 2 執行役員
- 3 会計監査人
- 4 弁護士
- 5 部課長
- 6 子会社の役職員
- 7 親会社の役職員
- 8 その他（ ）



直近の事業年度の監査役会でなされた決議、協議、又は報告事項としては、監査役会の法定決議事項以外に、どのようなものがありましたか。(あてはまるものすべてに )

- |    |                                   |  |
|----|-----------------------------------|--|
| 1  | 監査役会の議長又は招集者の決定                   |  |
| 2  | 監査方針の決定                           |  |
| 3  | 監査計画又は監査実施計画の決定                   |  |
| 4  | 監査役の職務の分担                         |  |
| 5  | 監査費用の予算                           |  |
| 6  | 各監査役の報酬、賞与、退職慰労金等の協議              |  |
| 7  | 会計監査人の再任の可否                       |  |
| 8  | 特定監査役の選定                          |  |
| 9  | 取締役からの報告受領・意見交換                   |  |
| 10 | 各監査役の監査実施結果の報告受領・意見交換             |  |
| 11 | 株主総会における監査役会監査結果の口頭報告者の決定         |  |
| 12 | 各監査役の権限行使に関する協議                   |  |
| 13 | 代表取締役又は取締役会に対する指摘又は意見表明事項の決定      |  |
| 14 | 内部統制システムの整備に関する基本方針における監査役関連事項の決定 |  |
| 15 | その他 ( )                           |  |
| 16 | 特になし                              |  |

問 13 社外監査役との情報共有についてお尋ねします。

貴社では、社外監査役との情報共有をどのように行っていますか。( は1つ)

- |   |                    |               |
|---|--------------------|---------------|
| 1 | 可能な限りあらゆる情報を共有している | <b>問 14 へ</b> |
| 2 | 一部共有していない情報がある     |               |
| 3 | あまり意識していない         | <b>問 14 へ</b> |

情報の共有が出来ない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに )

- |   |                         |  |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 重要性が乏しい情報だから            |  |
| 2 | 社外機密性が高い情報だから           |  |
| 3 | 専門的過ぎる情報だから             |  |
| 4 | 社外監査役には伝えづらい、会社固有の情報だから |  |
| 5 | その他 ( )                 |  |

問 14 監査役会の監査役会議事録についてお尋ねします。

会社法により、監査役会議事録の法定記載事項が増加しましたが(会社法施行規則第 109 条)、監査役会議事録の記載内容は変わりましたか。( は1つ)

- |   |           |   |              |
|---|-----------|---|--------------|
| 1 | 記載内容が変わった | 2 | 記載内容は変わっていない |
|---|-----------|---|--------------|

監査役会議事録の記載内容について、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。( は1つ)

- |   |                                  |  |
|---|----------------------------------|--|
| 1 | 特に社外監査役の発言内容を詳細に記載している           |  |
| 2 | 社内監査役、社外監査役にかかわらず、発言内容を詳細に記載している |  |
| 3 | 発言の要旨のみを記載している                   |  |
| 4 | その他 ( )                          |  |

すべての方にお尋ねします。

監査活動の状況

問 15 監査役監査基準についてお尋ねします。

貴社では、監査役監査基準に相当する規程を策定していますか。( は1つ)

- 1 策定している
- 2 策定していないが、今後策定する予定
- 3 策定していないし、今後も策定する予定はない

問 16 へ

問 16 へ

貴社の監査役監査基準は、日本監査役協会が策定している監査役監査基準と同様の内容ですか。( は1つ)

会社法に対応して改定していない場合も、協会策定基準の趣旨の取込状況をご回答ください。

- 1 協会の監査役監査基準と概ね同じ内容である
- 2 協会の監査役監査基準と半分程度同じ内容である
- 3 協会の監査役監査基準をあまり意識した内容になっていない

問 16 監査計画についてお尋ねします。

監査計画は、毎期策定していますか。( は1つ)

1 策定している

2 策定していない

P.10、問 17 へ

直近に策定した監査計画に盛り込まれているものは何ですか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 監査方針
- 2 監査上の重要課題(重点監査項目)
- 3 監査役 of 職務の分担
- 4 監査範囲・対象
- 5 監査実施時期
- 6 監査の方法
- 7 監査費用
- 8 その他( )

監査上の重要課題(重点監査項目)として定めた項目について、具体的な内容を **3項目以内** でご記入ください。

(1)

(2)

(3)

監査計画について、代表取締役または取締役会に対して報告・説明を行っていますか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 代表取締役に対して報告・説明を行っている
- 2 取締役会に対して報告・説明を行っている
- 3 代表取締役及び取締役会に対して報告・説明は行っていない

すべての方にお尋ねします。

問 17 監査役間で職務の分担をしていますか。( は1つ)

- 1 分担している
- 2 複数名の監査役がいるが、分担はしていない
- 3 監査役が一名のため、分担はしていない

問 18～問 19 は非常勤の社外監査役がいる監査役会設置会社の方のみご回答ください。(その他の方は問 20 へ)

問 18 **非常勤の社外監査役**は、どのような役割を果たしていますか。

(あてはまるものすべてに )

- 1 職務の分担をしている
- 2 職務の明確な分担はしていないが、**定例的**に監査を実施している
- 3 職務の明確な分担はしていないが、**非定例的**に監査を実施している
- 4 職務の明確な分担はしていないが、取締役会、監査役会等において大所高所から、又は専門家・経験者としての立場から意見を述べている
- 5 その他( )

問 19 **非常勤の社外監査役**の監査活動としては、どのようなものがありますか。

(あてはまるものすべてに )

- 1 常務会、委員会等の重要会議に出席する
- 2 必要に応じて取締役、執行役員、会計監査人などからのヒアリング・報告聴取に同席する
- 3 必要に応じて書類の閲覧を行う
- 4 必要に応じて現場往査を行う
- 5 その他( )

すべての方にお尋ねします。

問 20 監査費用についてお尋ねします。

監査費用について、予算化していますか。( は1つ)

- 1 予算化している
- 2 予算化していない

直近の事業年度における監査費用(実額ベース、単体ベース)はどのくらいでしたか。( は1つ)

監査役報酬およびスタッフの給与、監査役室の借室料等は除いてお答えください。

- |                 |                   |                     |
|-----------------|-------------------|---------------------|
| 1 50万円未満        | 4 200万円～400万円未満   | 7 1,000万円～2,000万円未満 |
| 2 50万円～100万円未満  | 5 400万円～600万円未満   | 8 2,000万円～5,000万円未満 |
| 3 100万円～200万円未満 | 6 600万円～1,000万円未満 | 9 5,000万円以上         |

問 21 代表取締役との定期的会合についてお尋ねします。

監査役又は監査役会は、代表取締役との定期的会合を実施していますか。( は1つ)

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1 実施している   | 3 あまり実施していない |
| 2 概ね実施している | 4 実施していない    |

直近の事業年度において、代表取締役との定期的会合の頻度はどのくらいですか。  
( は1つ)

- |        |         |
|--------|---------|
| 1 1～2回 | 3 7～11回 |
| 2 3～6回 | 4 12回以上 |

代表取締役との定期的会合での意見交換のテーマは何ですか。  
(あてはまるものすべてに )

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 1 経営方針の確認    | 4 監査役監査の環境整備の状況 |
| 2 会社が対処すべき課題 | 5 最近の監査結果の問題点   |
| 3 会社を取り巻くリスク | 6 その他( )        |

代表取締役との定期的会合をあまり(ほとんど)実施していない理由は何ですか。  
(あてはまるものすべてに )

- |  |
|--|
| 1 不定期に随時対話ができるので、定期的会合は不要だから             |
| 2 他の取締役との会合を実施しているから                     |
| 3 代表取締役が必要を感じてくれないから                     |
| 4 経営会議等に参加して自由に意見を述べるので、<br>必要性を感じていないから |
| 5 その他( )                                 |

**すべての方にお尋ねします。**

問 22 取締役会との関係についてお尋ねします。

監査役に対して、取締役会付議議案及びその関連資料が提供されるのはいつですか。( は1つ)

- |                      |
|----------------------|
| 1 必ず事前に提供される         |
| 2 議案又は場合により、事前に提供される |
| 3 会議の場で配布される         |
| 4 その他( )             |

取締役会付議議案及びその関連資料について、執行部に対して、監査役から質問したり意見を述べたりする機会は設けられていますか。( は1つ)

- 1 必ず事前に質問や意見を述べる機会が設けられている
- 2 議案又は場合により、事前に質問や意見を述べる機会が設けられている
- 3 事前に質問や意見を述べる機会は設けられていない

取締役会における監査役の発言状況について、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。( は1つ)

- 1 議長からの発言の求めに応じて、発言している
- 2 議長からの発言の求めがなくとも、必要があれば発言している
- 3 その他( )
- 4 ほとんど発言していない

監査役は、取締役会において、監査役としての立場を意識して発言していますか。( は1つ)

- 1 常に監査役としての立場を意識した発言を心がけている
- 2 雰囲気等に応じて、自由に発言している
- 3 特に意識していない
- 4 その他( )

### 問 23 は監査役会設置会社の方のみご回答ください。(その他の方は問 24 へ)

問 23 取締役会における監査役の発言に関して、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。( は1つ)

- 1 監査役会の意見か、個人の意見かがわかるよう発言している
- 2 とくに断りのない限り、監査役会の意見として受け止められている
- 3 とくに断りのない限り、個人の意見として受け止められている
- 4 監査役会の意見か、個人の意見かはあまり意識せず発言している
- 5 その他( )

すべての方にお尋ねします。

問 24 取締役会における意見表明や質問について、執行部にはどのように受け止められていますか。( は1つ)

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1 非常に真摯に受け止められている  | 3 あまり真摯に受け止められていない |
| 2 ある程度真摯に受け止められている | 4 真摯には受け止められていない   |

問 25 取締役会の監査に当たって留意していることの上位3つは何ですか。( は3つまで)

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 付議議案に関する説明資料の充分性      | 5 業務担当取締役からの報告・説明の充分性 |
| 2 付議議案が上程されるに至る事前検討の充分性 | 6 取締役の発言・質問の状況        |
| 3 付議されるべき議案の遺漏の有無       | 7 その他 ( )             |
| 4 付議議案に関する各取締役の議論の充分性   |                       |

問 26 貴社には、取締役会以外に常務会等の実質的な意思決定機関がありますか。( は1つ)

- |      |      |                    |
|------|------|--------------------|
| 1 ある | 2 ない | <b>P.14、問 28 へ</b> |
|------|------|--------------------|

問 27 - 1 当該実質的な意思決定機関への監査役の出席状況について、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。( は1つ)

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1 全ての監査役が出席している                      |
| 2 予め決めた一部の監査役が出席している                 |
| 3 監査役の輪番で出席している                      |
| 4 その他 ( )                            |
| 5 監査役は出席していない <b>P.14、問 27 - 5 へ</b> |

問 27 - 2 当該実質的な意思決定機関の付議議案及びその関連資料が監査役に対し提供されるのはいつですか。( は1つ)

- |                      |
|----------------------|
| 1 必ず事前に提供される         |
| 2 議案又は場合により、事前に提供される |
| 3 会議の場で配布される         |
| 4 その他 ( )            |

問 27 - 3 当該実質的な意思決定機関における監査役の発言状況について、貴社の状況に最も近いものは、この中のどれに当たりますか。( は1つ)

- |                                |
|--------------------------------|
| 1 議長からの発言の求めに応じて、発言している        |
| 2 議長からの発言の求めがなくとも、必要があれば発言している |
| 3 その他 ( )                      |
| 4 ほとんど発言していない                  |

問 27 - 4 監査役は、当該実質的な意思決定機関において、監査役としての立場を意識して発言していますか。( は1つ)

- |                             |
|-----------------------------|
| 1 常に監査役としての立場を意識した発言を心がけている |
| 2 雰囲気等に応じて、自由に発言している        |
| 3 特に意識していない                 |
| 4 その他 ( )                   |

問 27 - 5 は問 26 で「1 ある」を選択した方のみご回答ください。  
 (問 26 で「2 ない」を選択した方は問 28 へ)

問 27 - 5 当該実質的な意思決定機関に監査役が誰も出席しない場合、監査役に対し会議資料の提供や執行部からの説明はありますか。(あてはまるものすべてに )

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 1 必ず会議資料の提供がある          |  |
| 2 必ず執行部からの説明がある         |  |
| 3 議案又は場合により、会議資料の提供がある  |  |
| 4 議案又は場合により、執行部からの説明がある |  |
| 5 その他 ( )               |  |

すべての方にお尋ねします。

問 28 貴社における、監査役の実地調査(往査、棚卸、会計監査人監査への同行等を含む)対象はどれですか。(あてはまるものすべてに )

- |             |                 |           |
|-------------|-----------------|-----------|
| 1 本店(本社各部門) | 5 会社法上の子会社      | 9 海外の関連会社 |
| 2 支店        | 6 関連会社          | 10 取引先    |
| 3 工場        | 7 海外の支店・事業所・営業所 | 11 その他    |
| 4 事業所・営業所   | 8 海外の子会社        | ( )       |

問 29 直近の事業年度において、常勤監査役および非常勤監査役が実地調査に要した「のべ日数」はどのくらいですか。( はそれぞれ1つ)

常勤監査役

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 なし       | 5 年 20 日以内 |
| 2 年 3 日以内  | 6 年 30 日以内 |
| 3 年 5 日以内  | 7 年 50 日以内 |
| 4 年 10 日以内 | 8 年 51 日以上 |

非常勤監査役

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 なし       | 5 年 20 日以内 |
| 2 年 3 日以内  | 6 年 30 日以内 |
| 3 年 5 日以内  | 7 年 50 日以内 |
| 4 年 10 日以内 | 8 年 51 日以上 |

問 30 は F 4 で「1 東証 1 部上場」~「7 その他上場」までを選択した方のみご回答ください。( F 4 で「8 非上場」を選択した方は P. 15、問 31 へ)

問 30 決算短信の監査についてお尋ねします。

連結財務諸表を作成していますか。( は1つ)

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| 1 連結財務諸表を作成している | 2 連結財務諸表は作成していない(個別のみ) |
|-----------------|------------------------|

決算短信は取締役会に付議されていますか。( は1つ)

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 取引所への提出前に、決議事項として付議されている      |
| 2 取引所への提出前に、報告事項として付議されている      |
| 3 取引所への提出後に、追認決議事項として付議されている    |
| 4 取引所への提出後に、報告事項として付議されている      |
| 5 取引所への提出前にも提出後にも付議されていない       |
| 6 取締役会には付議されていないが、常務会等には付議されている |

直近の事業年度に係る決算短信の公表日はいつでしたか。( は1つ)

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 決算期末から 20 日以内 | 5 決算期末から 50 日以内 |
| 2 決算期末から 30 日以内 | 6 決算期末から 55 日以内 |
| 3 決算期末から 40 日以内 | 7 決算期末から 56 日以後 |
| 4 決算期末から 45 日以内 |                 |

決算短信を公表する前に、監査役は決算短信を監査しましたか。( は1つ)

- |        |           |               |
|--------|-----------|---------------|
| 1 監査した | 2 監査していない | <b>問 31 へ</b> |
|--------|-----------|---------------|

監査役による決算短信の監査はどのようにされましたか。  
(あてはまるものすべてに )

- |                                |
|--------------------------------|
| 1 決算短信作成の業務プロセスを監査した           |
| 2 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した |
| 3 決算短信のうち財務情報を監査した             |
| 4 決算短信のうち非財務情報を監査した            |

**すべての方にお尋ねします。**

問 31 貴社は有価証券報告書作成会社ですか。( は1つ)

- |           |            |                    |
|-----------|------------|--------------------|
| 1 作成会社である | 2 作成会社ではない | <b>P.16、問 35 へ</b> |
|-----------|------------|--------------------|

問 32 有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。( は1つ)

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 当局への提出前に、決議事項として付議されている       |
| 2 当局への提出前に、報告事項として付議されている       |
| 3 当局への提出後に、追認決議事項として付議されている     |
| 4 当局への提出後に、報告事項として付議されている       |
| 5 当局への提出前にも提出後にも付議されていない        |
| 6 取締役会には付議されていないが、常務会等には付議されている |

問 33 監査役は、有価証券報告書について監査していますか。( は1つ)

- |          |           |                    |
|----------|-----------|--------------------|
| 1 監査している | 2 監査していない | <b>P.16、問 35 へ</b> |
|----------|-----------|--------------------|

問 34 監査役による有価証券報告書の監査はどのようにされましたか。  
(あてはまるものすべてに )

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した           |
| 2 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した |
| 3 有価証券報告書のうち財務情報を監査した             |
| 4 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した            |



問 35 - 1 ~ 6 の設問は F 2 で「2 親会社はないが、子会社はある」および「3 親会社も子会社もある」を選択した方のみご回答ください。(F 2 で「1 親会社はあるが、子会社はない」もしくは「4 親会社も子会社もない」を選択した方は P. 17、問 36 へ)

問 35 - 1 貴社のグループ内において、グループ監査役連絡会など、グループの監査役が参集し協議したり議論したりする場を設けていますか。( は1つ)

1 設けている

2 設けていない

問 35 - 5 へ

問 35 - 2 グループ監査役連絡会の位置付け・性格は、どのようなものですか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 研修会・勉強会
- 2 グループ内監査役の相互の情報交換の場
- 3 グループに監査方針等を伝達し監査体制の充実を図る場
- 4 グループにおける監査上の課題を発見し、解決策を見出す場
- 5 その他 ( )

問 35 - 3 グループ監査役連絡会規程など、グループ監査役連絡会の運営に関する規約を作成していますか。( は1つ)

1 作成している

2 作成していない

問 35 - 4 直近の事業年度における、グループ監査役連絡会の開催回数をご記入ください。

回

問 35 - 5 グループ内における監査上の情報を収集するため、どのような方法をとっていますか。(あてはまるものすべてに )

- 1 内部監査部門等からの報告
- 2 子会社管理部門からの報告
- 3 グループ内監査役からの報告
- 4 グループ内会計監査人からの報告
- 5 親会社役職員が子会社監査役を兼務している
- 6 親会社監査役が子会社監査役を兼務している
- 7 親会社監査役の補助使用人が子会社監査役を兼務している
- 8 監査役による往査
- 9 グループ監査役連絡会やグループ内の監査部門の連絡会などの設置により情報を収集している
- 10 社内情報システム(イントラネット等)上に情報を掲載し、グループ会社における監査情報を回覧・閲覧できるシステムになっている
- 11 その他 ( )

問 35 - 6 子会社等を調査する際、重点的なチェック項目としている中での上位3つは何ですか。( は3つまで)

- |  |
|--|
| 1 親会社の経営方針・経営計画と子会社等のそれとの整合性             |
| 2 子会社等の内部統制システムの整備状況                     |
| 3 子会社等の事業、決算、財務の状況                       |
| 4 親子会社間、又は子会社等が親会社以外の会社との間で行う一般的でない取引の有無 |
| 5 親会社による子会社管理の状況、親子会社間の情報伝達体制            |
| 6 子会社等の代表取締役に対するヒアリング                    |
| 7 子会社等の取締役、監査役に対するヒアリング                  |
| 8 子会社等の会計監査人の監査結果                        |
| 9 子会社等が抱える特有の問題・課題への対応状況                 |
| 10 その他( )                                |

**すべての方にお尋ねします。**

内部監査部門等との関係の状況

問 36 内部監査部門等との関係についてお尋ねします。

貴社には、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署(「内部監査部門等」という。監査役監査基準第 32 条第 1 項参照)として、独立の部署はありますか。( は1つ)

- |            |            |                    |
|------------|------------|--------------------|
| 1 独立の部署がある | 2 独立の部署はない | <b>P.18、問 37 へ</b> |
|------------|------------|--------------------|

→ 内部監査部門等に所属する使用人の人数をご回答ください。

専属		兼務		合計
□	人	+	□	人
			=	□
				人

→ 監査役(会)は、内部監査部門等からその監査計画について報告を受けていますか。( は1つ)

1 報告を受けている	2 報告を受けていない
------------	-------------

→ 監査役(会)は、内部監査部門等に対し、監査役(会)の監査計画を伝達していますか。( は1つ)

1 伝達している	2 伝達していない
----------	-----------

→ 監査役(会)は、内部監査部門等に対し、特定事項について調査を依頼することがありますか。( は1つ)

1 ある	2 ない
------	------

→ 監査役（会）は、内部監査部門等から監査結果の報告をどのように受けていますか。  
（あてはまるものすべてに ）

- |                        |
|------------------------|
| 1 定期的に報告を受けている         |
| 2 問題事象があるときに、報告を受ける    |
| 3 監査役が報告を求めた場合に、報告を受ける |
| 4 報告は受けていない            |

→ 監査役（会）の監査結果について、内部監査部門等に伝達していますか。  
（あてはまるものすべてに ）

- |                            |
|----------------------------|
| 1 定期的に伝達している               |
| 2 問題事象があるときに、伝達している        |
| 3 内部監査部門等から求められたときに、伝達している |
| 4 伝達はしていない                 |

**問 37、問 38 は会計監査人設置会社の方のみご回答ください。**  
（その他の方は P. 23、問 39 へ）

会計監査人との関係の状況
--------------

問 37 会計監査人（一時会計監査人を含む）との関係についてお尋ねします。

貴社が会計監査人として選任している監査法人又は公認会計士はどこですか。

（あてはまるものすべてに ）

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1 新日本監査法人       | 6 東陽監査法人   |
| 2 監査法人トーマツ      | 7 その他の監査法人 |
| 3 あずさ監査法人       | ( )        |
| 4 あらた監査法人       | 8 個人の公認会計士 |
| 5 太陽 A S G 監査法人 |            |

直近の事業年度において、会計監査人との会合は、何回開催しましたか（一部の監査役のみによる随時会合も含めて）。回数をご記入ください。

	回
--	---

直近の事業年度において、監査役が会計監査人との間で行った情報・意見交換の内容はどのようなものですか。(あてはまるものすべてに )

- 1 会計監査人の監査計画を受領した
- 2 会計監査人の監査計画の内容について、説明があった
- 3 会計監査人から、監査報酬及び非監査報酬の額について、説明があった
- 4 会計監査人と、会社・企業集団を取り巻く環境について、情報・意見交換を行った
- 5 会計監査人から、新たな会計基準の設定・改定について、情報提供があった
- 6 重要な会計方針や会計処理の適用について、意見交換を行った
- 7 内部統制の評価・問題点や監査上のリスクについて、意見交換を行った
- 8 会計監査人から、監査の実施状況について、適時に説明があった
- 9 会計監査人より、会計監査人が発見した不正又は違法等の行為に関して、報告・相談を受けた
- 10 会計監査人から、その職務の遂行に関する事項(会社計算規則第159条)の通知・説明を受け、意見交換を行った
- 11 会計監査人から、会計監査人と取締役との間で見解が相違した事項について、報告・説明を受けた
- 12 監査役から、監査役の監査体制や監査計画等に関して、会計監査人に情報提供を行った
- 13 監査役から、監査役監査の実施状況について、会計監査人に情報提供を行った
- 14 監査役から、会計監査人の監査に影響を及ぼすと思われる社内情報等の情報提供を行った
- 15 その他( )

監査役は、会計監査人による事業所・子会社等の往査や棚卸などの監査現場に立会ったり、監査講評に同席したりしていますか(一部の監査役のみによる場合を含む)。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 往査・棚卸に立会い又は同席をしている
- 2 監査講評に立会い又は同席をしている
- 3 いずれも立会いも同席もしていない

会計監査人に期待することは何ですか。(あてはまるものすべてに )

- |                          |                                    |
|--------------------------|------------------------------------|
| 1 内部統制の的確な評価             | 7 監査役への適時・的確な報告                    |
| 2 厳格な会計監査(監査の質の確保)       | 8 子会社等の監査実施状況の報告                   |
| 3 効率的な監査                 | 9 会計監査以外の経理・財務・会計・内部統制に関する助言・アドバイス |
| 4 会計基準の改正等の情報提供          | 10 その他                             |
| 5 専門家としての適切な判断           | ( )                                |
| 6 経営者からの独立性確保と客観・公正な意見表明 |                                    |



問 38 の ~ の設問は問 38 の で「1 行った」を選択した方のみご回答ください。  
(問 38 の で「2 行っていない」を選択した方は P. 22、問 38 の へ)

会計監査人の報酬に関して、監査役と担当取締役等との間で見解の相違が生じたり、あるいは議論となったことはありましたか。( は1つ)

1 あった 2 なかった **問 38 の へ**

見解の相違が生じたり、あるいは、議論となったことは、どのような点ですか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 報酬額算定の基礎となる、監査人員の算定の根拠・考え方
- 2 報酬額算定の基礎となる、監査日数の算定の根拠・考え方
- 3 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定の根拠・考え方
- 4 報酬額算定の基礎となる、監査対象の数・監査実施範囲の根拠・考え方
- 5 その他( )

監査役が会計監査人の報酬に同意するに当たり、会計監査人から説明又は情報提供はありましたか。( は1つ)

1 あった 2 なかった **P.22、問 38 の へ**

会計監査人からどのような説明又は情報提供がありましたか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 会計監査人が担当取締役等と協議した経過・内容
- 2 報酬額算定の基礎となる、監査人員の算定の根拠・考え方
- 3 報酬額算定の基礎となる、監査日数の算定の根拠・考え方
- 4 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定の根拠・考え方
- 5 報酬額算定の基礎となる、監査対象の数・監査実施範囲の根拠・考え方
- 6 担当取締役等と会計監査人との間で、とくに議論となった事項
- 7 報酬に関する他社の動向や客観データなどの情報
- 8 担当会計士が属する監査法人又は事務所に関する、売上高などの財務情報
- 9 その他( )

会計監査人の説明又は情報提供は、十分なものでしたか。( は1つ)

- 1 十分なものであった
- 2 ある程度十分なものであった
- 3 普通
- 4 やや不十分なものであった
- 5 不十分なものであった



**問 38 の は会計監査人設置会社の方のみご回答ください。**  
(その他の方は問 39 へ)

会計監査人の報酬に対する同意制度の実務において、問題となった点や支障となった点、あるいは改善すべきと思われる点がありますか。(あてはまるものすべてに )

- 1 法令上は会社法監査報酬のみが同意対象とはいえ、金融商品取引法監査と一体化した報酬額で契約しているため、会社法監査報酬のみを区分して同意することができないなど、法制度と実態との間に隔たりがある
- 2 会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要なものとは言い難い
- 3 同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない
- 4 会計監査人たる監査法人・事務所の経営成績や財政状態を情報開示する仕組みが必要である
- 5 会計監査人に対し、会社が連結計算書類監査の一環として、その支出において子会社の監査も依頼しているが、当該部分の報酬について、同意判断に必要な子会社に関する情報が充分に入手できない
- 6 報酬の同意制度だけでは、実務上十分ではないので、監査役に報酬決定権を付与することが必要である
- 7 その他( )
- 8 とくに問題はない

**すべての方にお尋ねします。**

監査役報酬

問 39 貴社の監査役報酬等の制度として、どのようなものがありますか。

(あてはまるものすべてに )

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1 月額報酬(定額基本給+業績連動給) | 4 退職慰労金の支給制度       |
| 2 月額報酬(定額基本給のみ)     | 5 スtock・オプションの支給制度 |
| 3 賞与の支給制度           |                    |

問 40 直近の事業年度において、監査役へ賞与は支給されましたか。( は1つ)

- 1 監査役への賞与の支給があった
- 2 監査役への賞与の支給はなかった



すべての方にお尋ねします。

問 41 監査役の報酬額についてお尋ねします。

監査役の年額報酬レベル（ストック・オプション、退職慰労金を除く）について、貴社に在職する全ての監査役につき、その報酬レベルに該当する人数をご記入ください。該当者がいない欄については、空欄のままかまいません。

	社内常勤	社外常勤	社内非常勤	社外非常勤
～500万円未満	人	人	人	人
500万円～1,000万円未満	人	人	人	人
1,000万円～1,500万円未満	人	人	人	人
1,500万円～2,000万円未満	人	人	人	人
2,000万円～3,000万円未満	人	人	人	人
3,000万円以上	人	人	人	人

貴社の社内常勤監査役および社外常勤監査役の報酬は、取締役等と比較し、どのレベルですか。月額報酬のみについて、それぞれ同レベルの項目に該当する人数をご記入ください。該当者がいない項目については、空欄のままかまいません。

	社内常勤	社外常勤
1 取締役社長	人	人
2 取締役副社長（執行役員副社長）	人	人
3 専務取締役（専務執行役員）	人	人
4 常務取締役（常務執行役員）	人	人
5 取締役	人	人
6 執行役員	人	人
7 部長	人	人
8 その他	人	人

問 42 は F 6 で「1 大会社」と回答された方のみご回答ください。  
(その他の方は P. 26、問 43 へ)

その他会社法関連事項

問 42 内部統制システムに係る取締役会決議(会社法第 348 条第 4 項、第 3 項第 4 号、第 362 条第 5 項、第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 98 条、第 100 条)についてお尋ねします。

会社法施行(平成 18 年 5 月 1 日)に伴い最初に決議した内部統制システムに係る取締役会決議について、その後、見直しの決議を行いましたか。( は 1 つ)

1 行った

2 行っていない

P.26、問 43 へ

貴社において見直した項目にはどのようなものがありますか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 6 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 8 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 9 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 10 上記 7 ~ 9 のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 11 財務報告の適正性を確保するための体制
- 12 企業理念・企業統治に関する考え方
- 13 その他 ( )

すべての方にお尋ねします。

問 43 買収防衛策の導入についてお尋ねします。

貴社では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条）」を定めていますか。（ は 1 つ）

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1 定めている         |        |
| 2 検討はしたが、定めていない | 問 44 へ |
| 3 検討もしていない      | 問 44 へ |

当該基本方針につき株主の意思を問うために、以下のうち、どの方法を採用しましたか（採用する予定ですか）。（ は 1 つ）

- |  |
|--|
| 1 定款変更をして、株主総会の議案として提案した（する予定である）                                |
| 2 定款変更はせずに、当該議案のみを株主総会の議案として提案した（する予定である）                        |
| 3 株主総会の議案として提案することはせず、取締役の選任の可否を問うことで間接的に株主意思を問う方法を採用した（する予定である） |
| 4 その他（ ）   |
| 5 株主の意思を問うための方策は特段とっていない   |

問 44 会社法により、株主から取締役の責任を追及する旨の提訴請求を受けた場合において、監査役が当該責任追及の訴えを提起しない場合、当該提訴請求株主又は責任追及の対象となっている取締役から請求を受けたときは、当該請求者に対し、不提訴理由を通知しなければならなくなりました（会社法第 386 条第 2 項第 1 号、第 847 条第 4 項、会社法施行規則第 218 条）。貴社では、不提訴理由の通知をする機会がありましたか。（ は 1 つ）

- |       |        |
|-------|--------|
| 1 あった | 2 なかった |
|-------|--------|

問 45 必要なときに監査役が相談できる弁護士はいますか。（あてはまるものすべてに ）

- |                         |
|-------------------------|
| 1 監査役が独自に弁護士と契約している     |
| 2 会社の顧問弁護士に相談している       |
| 3 上記 1、2 以外に相談できる弁護士がいる |
| 4 相談できる弁護士はいない          |

ご回答ありがとうございました。

記入内容をお確かめの上、7月25日（水）までに  
同封の返信用封筒にてポストに投函してください。

